

令和2年度柴田町議会9月会議会議録（第1号）

---

出席議員（18名）

|     |    |     |   |     |     |     |   |
|-----|----|-----|---|-----|-----|-----|---|
| 1番  | 森  | 裕樹  | 君 | 2番  | 加藤  | 滋   | 君 |
| 3番  | 安藤 | 義憲  | 君 | 4番  | 平間  | 幸弘  | 君 |
| 5番  | 桜場 | 政行  | 君 | 6番  | 吉田  | 和夫  | 君 |
| 7番  | 秋本 | 好則  | 君 | 8番  | 斎藤  | 義勝  | 君 |
| 9番  | 平間 | 奈緒美 | 君 | 10番 | 佐々木 | 裕子  | 君 |
| 11番 | 安部 | 俊三  | 君 | 12番 | 森   | 淑子  | 君 |
| 13番 | 広沢 | 真   | 君 | 14番 | 有賀  | 光子  | 君 |
| 15番 | 舟山 | 彰   | 君 | 16番 | 白内  | 恵美子 | 君 |
| 17番 | 水戸 | 義裕  | 君 | 18番 | 高橋  | たい子 | 君 |

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

|                     |    |    |   |
|---------------------|----|----|---|
| 町長                  | 滝口 | 茂  | 君 |
| 副町長                 | 水戸 | 敏見 | 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長      | 平間 | 清志 | 君 |
| 総務課長併<br>選挙管理委員会書記長 | 鈴木 | 俊昭 | 君 |
| まちづくり政策課長           | 藤原 | 政志 | 君 |
| 財政課長                | 森  | 浩  | 君 |
| 税務課長                | 安彦 | 秀昭 | 君 |
| 町民環境課長              | 遠藤 | 稔  | 君 |
| 健康推進課長              | 佐藤 | 浩美 | 君 |
| 福祉課長                | 八矢 | 英二 | 君 |
| 子ども家庭課長             | 水戸 | 浩幸 | 君 |

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 農政課長 併<br>農業委員会事務局長 | 瀬戸 諭 君  |
| 商工観光課長              | 沖館 淳一 君 |
| 都市建設課長              | 水戸 英義 君 |
| 上下水道課長              | 曲竹 浩三 君 |
| 槻木事務所長              | 一条 敏貴 君 |
| 危機管理監               | 平間 信弘 君 |

教育委員会部局

|          |         |
|----------|---------|
| 教 育 長    | 船迫 邦則 君 |
| 教育総務課長   | 水上 祐治 君 |
| 生涯学習課長   | 池田 清勝 君 |
| スポーツ振興課長 | 加藤 栄一 君 |

その他の部局

|        |         |
|--------|---------|
| 代表監査委員 | 大宮 正博 君 |
|--------|---------|

---

事務局職員出席者

|             |        |
|-------------|--------|
| 議 会 事 務 局 長 | 大川原 真一 |
| 次 長         | 奥村 朝子  |
| 主 幹         | 太田 健博  |
| 主 査         | 佐山 亨   |

---

議 事 日 程 (第1号)

令和2年9月1日(火曜日) 午前9時30分 再会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 開催期間の決定

第 3 諸報告

(1) 議長報告

(2) 町政報告

第 4 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 5 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 6 議案第23号 教育委員会委員の任命について

- 第 7 議案第 24 号 柴田町町税条例の一部を改正する条例
  - 第 8 議案第 25 号 柴田町太陽の村条例の一部を改正する条例
  - 第 9 議案第 26 号 令和元年度槻木中学校西校舎・体育館大規模改造工事（繰越明許）  
（建築工事）請負契約について
  - 第 10 議案第 27 号 令和元年度西住小学校体育館大規模改造工事（建築工事）（繰越明許）  
請負契約について
  - 第 11 議案第 28 号 令和元年度西住小学校プール耐震補強工事（建築工事）（繰越明許）  
請負契約について
  - 第 12 議案第 29 号 令和元年度東船岡小学校プール耐震補強工事（建築工事）（繰越明許）  
請負契約について
  - 第 13 議案第 30 号 令和元年度船迫中学校体育館大規模改造工事（建築工事）（繰越明許）  
請負契約について
  - 第 14 議案第 31 号 令和 2 年度柴田町一般会計補正予算
  - 第 15 議案第 32 号 令和 2 年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
  - 第 16 議案第 33 号 令和 2 年度柴田町介護保険特別会計補正予算
  - 第 17 議案第 34 号 令和 2 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
  - 第 18 議案第 35 号 令和 2 年度柴田町水道事業会計補正予算
  - 第 19 議案第 36 号 令和 2 年度柴田町下水道事業会計補正予算
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再会

○議長（高橋たい子君） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより令和2年度柴田町議会9月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において3番安藤義憲君、4番平間幸弘君を指名いたします。

---

### 日程第2 開催期間の決定

○議長（高橋たい子君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。9月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日から9月16日までの16日間、うち5日と6日及び8日から15日までを議案調査及び委員会審査のため休会とし、実質6日間と意見が一致いたしました。よって、9月会議の開催期間は本日から9月16日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日から9月16日までと決定いたしました。

なお、開催期間中の日程については、あらかじめお手元に配付しました日程予定表により議事の進行を図りますので、ご了承願います。

また、令和元年度各種会計決算についての総括質疑の要旨は、議会運営委員会の協議の結果、本日午前9時30分まで議長へ提出となっております。総括質疑は2名の議員から提出がありましたので、お知らせいたします。総括質疑は9月7日に行いますので、ご了承願います。

なお、9月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

次の日程に入る前に申し上げます。

9月会議中、新型コロナウイルス感染症防止のため、マスクは常時着用するとともに、発言は簡潔に行うようお願いします。

8月1日付の職員人事異動について紹介の申出がありましたので、これを許します。

それでは、副町長、お願いいたします。

○副町長（水戸敏見君） スポーツ振興課、前齋藤課長が退職になりました。代わりに8月1日付でスポーツ振興課長、加藤栄一を任命いたしました。ご紹介いたします。本人から一言お願いいたします。

○議長（高橋たい子君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（加藤栄一君） スポーツ振興課長を拝命いたしました加藤栄一です。どうぞよろしくお願いします。

---

### 日程第3 諸報告

○議長（高橋たい子君） 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告といたします。

町政報告については、町長からの通告がありますので、町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 町政報告、2点ほどございます。

まず1点目、国庫補助金を活用した船岡城址公園等の案内サイン及び観光地用公衆トイレの整備計画について申し上げます。

町では、JR船岡駅から船岡城址公園までのルート上における案内誘導サインを整備するとともに、観光地用公衆トイレの整備として、JR船岡駅の南口と北口、船岡城址公園のさくらの里と三ノ丸広場、桜の小径公園、太陽の村駐車場と太陽の広場の計7か所の公衆トイレの洋式化や機能性を高めるための整備計画をまとめ、国に申請を行っていましたが、今回、事業採択となりました。

その結果、事業の財源として、観光庁の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金が認められ、補助対象事業費の3分の1が交付されます。さらに、町負担8割の経費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第3次配分、これからの配分です、として増額され、さらに第1次配分、第2次配分を活用することにより、町負担はゼロで

整備を進めることができる見込みとなりました。

本会議に上程しております歳入歳出補正予算をお認めいただきましたら、アフターコロナを見据え、マイクロツーリズムやインバウンドをはじめとした観光客の獲得を目指し、反転攻勢をかけてまいります。

以上、報告といたします。

太陽の村キッズバイクパークのプレオープンについて申し上げます。

太陽の村では、遊びを通じて子どもたちの健康づくりや体力の向上を図るため、遊具の整備や親子参加型イベントなどの事業を定期的に行ってきました。昨年度、国の地方創生拠点整備交付金と推進交付金を活用し、キッズバイクと木育という、幼児から小中学生を対象とした新たなスポーツと遊びのコンテンツを導入した施設の整備を進めてまいりました。当初、ゴールデンウィークからの供用を目指しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、その対策を十分図った上で、8月2日に太陽の村キッズバイクパークをプレオープンいたしました。

当日は、町内の4私立幼稚園から35人の園児を招待し、キックバイクのメーカーや仙台大学の学生による指導の下、子どもたちはコース内で楽しそうにキッズバイクに乗っておりました。また、午後からのキックバイクとマウンテンバイクの体験会では、町内外から114人の親子がキックバイクや既存の樹木を残した新しいマウンテンバイクコースを満喫しておりました。

今後は、新型コロナウイルス感染拡大の状況を見ながら、木育遊びの部屋のプレオープンを目指して準備を進めてまいります。両施設のフルオープンは令和3年4月を予定しております。

以上、太陽の村キッズバイクパークのプレオープンについての報告といたします。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は1人1回です。質疑に当たっては、一般質問に触れないようにお願いします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。日程第4、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第5、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第6、議案第23号教育委員会委員の任命については、人事案件でありますので、議員全員協議会にお諮りしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。これより直ちに委員会室において議員全員協議会を開催いたしますので、ご参集をお願いいたします。

ただいまから休憩いたします。

議員全員協議会終了次第、再開いたします。

午前9時40分 休 憩

---

午前9時48分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

---

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（高橋たい子君） 日程第4、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第5、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました諮問第1号及び諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員、渡邊みち子氏及び高木年雄氏が令和2年12月31日をもって任期満了となります。渡邊氏及び高木氏のお二人には、人権擁護委員就任時から現在に至るまで人権擁護に関する相談や各種相談に対応されるとともに、人権思想の高揚にも努めていただいております。

渡邊氏におきましては、毎年、小中学校で人権教室を開催し、いじめ、不登校、虐待など、子どもをめぐる人権問題や女性、高齢者、家族をめぐる人権問題などに熱意を持って取り組んでおります。

また、高木氏におきましては、仙台法務局大河原支局管内の活動において、柴田部会の部長を務め、人権思想の啓蒙や宣伝、人権擁護運動の助長に積極的に取り組んでおります。

つきましては、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解がある渡邊みち子氏及び高木年雄氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案番号を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により、討論は省略いたします。

これより諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

これより諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

---

## 日程第6 議案第23号 教育委員会委員の任命について

○議長（高橋たい子君） 日程第6、議案第23号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第23号教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

平成28年1月から現在まで4年間余りにわたり、教育委員として町教育行政の振興にご尽力を賜りました伊藤誠氏が令和2年9月30日をもって任期満了となります。つきましては、その後任として武田則男氏を教育委員に任命いたしたく、ご提案申し上げます。

武田氏は、昭和53年3月に中央大学経済学部を卒業後、宮城県教育委員会の小中学校の講師・教諭として36年間勤務されました。平成26年3月に柴田町立船岡小学校長を定年退職され



た後も、平成31年3月まで教育委員会の教育相談員として町の教育振興にご尽力をいただきました。

このように、教育行政全般に深い造詣がある武田則男氏を教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により、討論は省略いたします。

これより議案第23号教育委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、議案第23号教育委員会委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

---

#### 日程第7 議案第24号 柴田町町税条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第7、議案第24号柴田町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第24号柴田町町税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴うものです。

改正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例に係る入場料等払戻請求権の放棄についての規定を整備するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（安彦秀昭君） それでは、議案第24号柴田町町税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

改正の内容ですが、町長が提案理由で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の規定の整備をするものでございます。

新型コロナウイルス感染症及び蔓延防止のための措置により中止等となった文化庁等が指定するイベントのチケット等を購入していた個人がその払戻しを受けることを辞退した場合に、町民税において他の寄附金と同様の税額控除を受けられる新たな措置が創設されたことによるもので、改正後の地方税法に規定する条例で定めるものを文化庁等が指定する新型コロナウイルス感染症特例法に規定する指定行事とするものでございます。

それでは、条文についてご説明いたします。議案書7ページをお開きください。

柴田町町税条例の一部を改正する条例です。

改正後の左の欄の主な改正条文についてご説明いたします。

条例附則の第29条の2になります。新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例に係る入場料金等払戻請求権の放棄についてです。町税条例附則第29条において、所得割の納税義務者が新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除を受けることができる特例措置を規定したのですが、適用について町条例で規定するものを新型コロナウイルス感染症特例法に規定するプロサッカーリーグの試合や交響楽団定期演奏会など、文化庁及びスポーツ庁の指定行事の中止等により生じた入場料金等の払戻請求権の放棄をした場合と定めたものです。

議案書8ページをお開きください。

附則になります。この条例は、令和3年1月1日から施行するものでございます。

以上で、柴田町町税条例の一部を改正する条例についての詳細説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

---

## 日程第8 議案第25号 柴田町太陽の村条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第8、議案第25号柴田町太陽の村条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第25号柴田町太陽の村条例の一部を改正

する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方創生拠点整備交付金、推進交付金を活用し、太陽の村に整備したキッズバイクパークの施設設置と、その利用料金の規定を定めるものであります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） それでは、議案第25号柴田町太陽の村条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

今回の条例改正は、先ほど町長が提案理由で申し上げましたとおり、柴田町太陽の村に地方創生拠点整備交付金及び推進交付金を活用して、施設の改修整備をしたキッズバイクパークの施設設置、その使用時間及び使用料を定めるために、柴田町太陽の村条例の一部を改正するものでございます。

現在の条例では、第2条第3項に設置として第1号から第3号で自然休養村太陽の村と総合交流ターミナル、附属施設等が設けられており、同条例第6条及び第11条でその使用時間や利用料金が定められております。

今回の条例改正では、新たに整備したキッズバイクコースについて、第2条第3項、第6条及び第11条にその施設の設置と使用時間、コース利用や用品レンタルの料金について追加して定めるものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。議案書9ページをお開きください。

柴田町太陽の村条例の一部を改正する条例です。

柴田町太陽の村条例の一部を次のように改正する。

改正後の項目を左側の欄に示しております。

第2条第3項第3号にキッズバイクパークの施設を加え、第6条第1項では使用時間を開園時間とするほか、施設の使用時間について区分ごとに整理しております。第6条第1項及び第11条に、キッズバイクを併せて追加しております。

施設の使用時間は午前9時30分から午後4時30分とし、10ページに示す別記、改正後において、利用料金についてはコース利用が1時間当たり上限を200円、下限を100円、用品レンタルについては1時間当たり上限を300円、下限を150円とするものでございます。

11ページをお開きください。

附則でございます。この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、別表の改正規定

は、令和3年4月1日から施行するとしております。このことについては、施設は町政報告でも報告させていただいたとおり、8月2日にプレオープンをいたしました。しかし、今年は新型コロナウイルスの感染拡大に加え、梅雨の期間が長かったこと、夏休みも短く、子どもたちが外で遊ぶ機会が少なかったこと、さらに今後の新型コロナウイルスの感染拡大が見通せない等々のことから、施設のPRを大々的にすることができないという状況でございます。そのため、今年度は施設の周知期間とし、利用料金の徴収を行わないこととするものでございます。

以上、補足説明を終わります。どうぞよろしくご審議くださるよう、よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

---

---

**日程第9 議案第26号 令和元年度槻木中学校西校舎・体育館大規模改造工事（繰越明許）（建築工事）請負契約について**

○議長（高橋たい子君） 日程第9、議案第26号令和元年度槻木中学校西校舎・体育館大規模改造工事（繰越明許）（建築工事）請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第26号令和元年度槻木中学校西校舎・体育館大規模改造工事（繰越明許）（建築工事）請負契約についての提案理由を申し上げます。

槻木中学校の西校舎及び体育館は、それぞれ建築後約30年が経過し、老朽化が著しくなっています。今回は、西校舎及び体育館の建物内外壁の補修及び塗装、屋根改修などを行います。本事業は、国の令和元年度当初及び1次補正予算で採択され、工事発注の準備を進めてまいりました。なお、本工事は建築、機械設備、電気設備工事に分離発注するものです。

既決予算に基づき、建築工事につきまして、7月13日に特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札の公告を行い、8月4日に入札執行いたしました。

入札参加者は、株式会社サカモト、株式会社四保工務店、株式会社松浦組の3者でありました。入札を執行した結果、株式会社四保工務店と1億1,187万円で工事請負仮契約を8月6日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、議案第26号令和元年度槻木中学校西校舎・体育館大規模改造工事（繰越明許）（建築工事）請負契約に係る入札と契約に関する説明をいたします。

今回の工事につきましては、工事設計額が5,000万円を超えることから、工事の品質確保の観点などから、入札方針により、施工能力などの価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定します特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札により行うことを決定し、宮城県内の名取市以南の4市9町に本店を有する事業者で、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、さらには価格と品質の両面から総合的に優れた事業者を確保する観点から、経営事項審査での総合評定値が750点以上であることを条件として執行しております。

入札の結果を説明いたします。議案第26号関係資料の1ページをご覧ください。

7月13日に制限付一般競争入札の公告を行い、入札参加申請書が提出された申請者について入札参加資格を審査し、承認した3事業所の参加により、8月4日、入札の執行を行いました。

2ページをお願いいたします。

入札価格は消費税抜きで1億537万円で、最低価格は消費税抜きで9,600万円です。

入札の結果、第1回目の入札で金額1億170万円で応札し、価格以外の評価点と価格評価点を合算した総合評価点数が100点で1番であった株式会社四保工務店を落札者といたしました。

8月6日に仮契約を締結し、工期は議決日の翌日から令和3年3月26日までとなります。

以上、入札と契約に係る内容についての説明となります。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 続きまして、工事内容について補足説明をいたします。

資料の3ページをご覧ください。

最初に、申し訳ありません、1か所訂正がございます。3ページ、右側にあります表の中の共通事項の仮契約年月日が令和2年8月7日となっておりますが、締結日は8月6日でございます。申し訳ありませんが、8月6日に訂正をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、工事内容についてご説明いたします。

槻木中学校西校舎は昭和61年度、体育館は平成3年度に建設され、建築から30年以上が経過しております。槻木中学校西校舎及び体育館の配置図と施設概要、工事概要と3ページはなっております。本工事の対象範囲を斜線部分で示したものでございます。西校舎と体育館の大規模改造工事となり、工事期間は令和3年3月26日までとなります。工事概要につきましては、

右側の表のとおりでございます。

それでは、建築工事について主な内容をご説明いたしますので、資料4ページの平面図をご覧ください。

初めに、西校舎の内部について説明いたします。1階の特別教室、廊下、階段及び2階の倉庫などの床につきましては、シートの張り替えを行います。内壁につきましては下地処理後に塗装し、天井は既存のボードの撤去、新設を行います。2階の柔剣道場の床につきましては、床全面の研磨及びフローリングの補修後に塗装を行い、ラインの引き直しを行います。

次に、体育館の内部について説明いたします。資料の5ページをご覧ください。体育館1階ホールの床はシートの張り替えを行います。アリーナ及びステージの床につきましては、基礎部分のつかの調整を行うのと、床全面の研磨及びフローリングの補修後に塗装を行い、ラインの引き直しを行います。内壁につきましては、ホール、アリーナ、階段及び2階プレイルームなど、下地処理を行い、塗装いたします。天井は、雨漏りの痕跡があるホール及び階段部を中心にボードの張り替えを行います。

そのほか、体育館の多目的トイレは現在女子トイレの中にあるため、不便を来していることから、男子トイレと女子トイレの間の流し台と壁を撤去し、直接多目的トイレへの出入りができるようドアの新設を行い、新しく流し台も設置いたします。

続きまして、資料の6ページの立面図をご覧ください。西校舎の外部について主な内容を説明いたします。

西校舎の屋根につきましては、腐食が著しいことから、高圧洗浄後に鋼板をかぶせるカバー工法を行います。バルコニー、外壁及び外階段などは高圧洗浄後にひび割れの補修を行い、塗装いたします。雪止めアングルにつきましては撤去、新設を行い、その他、軒天、堅どい、網戸及びシーリングについても撤去、新設を行います。

次に、体育館の外部についてご説明いたします。資料の7ページをご覧ください。

体育館の屋根につきましては、高圧洗浄後、塗装を行います。外壁、軒天及び堅どいにつきましては、平成28年度に防災機能強化事業の中で外壁改修工事を行っておりますので、今回、本工事では外部建具周囲のシーリングの撤去、新設を行うものでございます。

以上で工事内容の補足説明といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

事) (繰越明許) 請負契約について

日程第 11 議案第 28号 令和元年度西住小学校プール耐震補強工事 (建築工事)  
(繰越明許) 請負契約について

日程第 12 議案第 29号 令和元年度東船岡小学校プール耐震補強工事 (建築工  
事) (繰越明許) 請負契約について

日程第 13 議案第 30号 令和元年度船迫中学校体育館大規模改造工事 (建築工  
事) (繰越明許) 請負契約について

○議長 (高橋たい子君) 日程第10、議案第27号令和元年度西住小学校体育館大規模改造工事  
(建築工事) (繰越明許) 請負契約について、日程第11、議案第28号令和元年度西住小学校プ  
ール耐震補強工事 (建築工事) (繰越明許) 請負契約について、日程第12、議案第29号令和元  
年度東船岡小学校プール耐震補強工事 (建築工事) (繰越明許) 請負契約について、日程第13、  
議案第30号令和元年度船迫中学校体育館大規模改造工事 (建築工事) (繰越明許) 請負契約に  
ついて、以上4件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長 (滝口 茂君) ただいま一括議題となりました議案第27号令和元年度西住小学校体育館  
大規模改造工事 (建築工事) (繰越明許) 請負契約について、議案第28号令和元年度西住小学  
校プール耐震補強工事 (建築工事) (繰越明許) 請負契約について、議案第29号令和元年度東  
船岡小学校プール耐震補強工事 (建築工事) (繰越明許) 請負契約について、議案第30号令和  
元年度船迫中学校体育館大規模改造工事 (建築工事) (繰越明許) 請負契約についての提案理  
由を申し上げます。

議案第27号から第29号までの事業は国の令和元年度当初予算で、議案第30号の事業は国の令  
和元年度1次補正予算で採択され、それぞれ工事発注の準備を進めてまいりました。なお、現  
在、西住小学校、東船岡小学校、船迫中学校の校舎の大規模改造工事を施工中であります。

今回の工事請負契約ですが、同一敷地で作業スペースが交錯する本工事では、子どもたちの  
安全確保を第一に考え、工事を円滑かつ最短で完成させる必要があったことから、地方自治法  
施行令第167条の2第1項第6号の規定により、それぞれの校舎大規模改造工事の受注者を相  
手にした随意契約といたしました。

議案第27号につきましては、建築内外装の補修及び塗装、屋根改修などを行います。8月5  
日に見積りを徴収した結果、株式会社八重樫工務店と6,526万3,000円で工事仮契約を8月6日

に締結いたしました。

議案第28号につきましては、プール缶体の耐震補強及びプールサイド周辺の改修などを行います。8月5日に見積りを徴収した結果、株式会社八重樫工務店と6,037万9,000円で工事仮契約を8月6日に締結いたしました。

議案第29号につきましては、プール缶体の耐震補強及びプールサイド周辺の改修などを行います。8月5日に見積りを徴収した結果、株式会社四保工務店と6,567万円で工事仮契約を8月6日に締結いたしました。

議案第30号につきましては、建築内外壁の補修及び塗装、屋根改修などを行います。8月5日に見積りを徴収した結果、株式会社松浦組と5,610万円で工事仮契約を8月6日に締結いたしました。

以上4件の工事につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。まず、議案第27号について、初めに、財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、議案第27号令和元年度西住小学校体育館大規模改造工事（建築工事）（繰越明許）請負契約に関する説明をいたします。

議案書15ページをお願いいたします。西住小学校体育館大規模改造工事（建築工事）（繰越明許）につきまして、随意契約により、株式会社八重樫工務店との間で契約金額6,526万3,000円で請負契約を締結するものです。

議案第27号関係資料の1ページをご覧ください。随意契約理由書になります。

西住小学校においては、令和元年度西住小学校大規模改造工事（建築工事）が令和2年3月5日に議決をいただき、株式会社八重樫工務店が施工しており、随意契約理由のとおり、下段になりますが、現に施工中の受注者に履行させることにより一体的に行うことで効率的に安全で確実な施工を行えるとともに、工期の短縮、経費の節減が図られるなど有利と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、随意契約するものです。

予定価格は消費税抜きで6,514万円で、8月5日に見積りを徴しました。見積り金額は消費税抜きで5,933万円となりましたので、株式会社八重樫工務店と8月6日に契約金額を消費税込みの6,526万3,000円で仮契約を締結しております。

工期は、議決日の翌日から令和3年2月26日までとなります。



以上、契約に係る内容についての説明となります。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 続きまして、工事内容について補足説明をいたします。

資料の2ページをご覧ください。

西住小学校の体育館は昭和59年度に建設され、建築から30年以上が経過しております。西住小学校体育館の配置図と施設概要及び工事概要となります。本工事の対象範囲を斜線部分で示したものでございます。体育館の大規模改造工事となり、工事期間は令和3年2月26日までとなります。工事概要につきましては、右側の表のとおりでございます。

それでは、建築工事について主な内容を説明いたします。資料の3ページの平面図をご覧ください。

初めに、体育館の内部について説明いたします。玄関の床はタイルの張り替えを行い、ホール及び廊下の床はシートの張り替えを行います。アリーナ及びステージの床については、基礎部分のつかの調整を行い、床全面の研磨及びフローリングの補修後に塗装を行い、ラインの引き直しを行います。内壁につきましては、玄関、ホール、廊下、倉庫、更衣室、放送室、アリーナなど、下地処理を行い、塗装いたします。天井につきましては、中央部に雨漏りの痕跡があることから、中央部を中心に断熱材の張り替えを行います。

そのほか、体育館内の出入口の建具などの改修、排煙オペレーターの撤去、新設などを行います。

続きまして、体育館外部について説明いたします。資料4ページの立面図をご覧ください。

アリーナ部分の屋根につきましては、腐食が著しいことから、鋼板を全面にかぶせるカバー工法を行い、雪止めアングルについては撤去、新設を行います。玄関、トイレ、器具庫部分の屋根につきましては、現在の防水槽を撤去し、下地処理後にアスファルト防水を新設いたします。外壁につきましては、水洗い洗浄後、ひび割れの補修後に塗り替えを行います。また、軒どい及びシーリングにつきましては撤去、新設し、豎どいは塗装を行うものです。

以上で工事内容の補足説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 続いて、議案第28号について、初めに、財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、議案第28号令和元年度西住小学校プール耐震補強工事（建築工事）（繰越明許）請負契約に関する説明をいたします。

議案書17ページをお願いいたします。西住小学校プール耐震補強工事につきまして、随意契約により、株式会社八重樫工務店との間で契約金額6,037万9,000円で請負契約を締結するもの

です。

議案第28号関係資料の1ページをご覧ください。随意契約理由書になります。

先ほどもお話ししましたが、西住小学校においては、令和元年度西住小学校大規模改造工事（建築工事）が令和2年3月5日に議決をいただき、株式会社八重樫工務店が施工しております。随意契約理由下段に記載のとおり、現に施工中の受注者に履行させることにより隣接地でのプール工事を一体的に行うことで効率的に安全で確実な施工を行えるとともに、工期の短縮、経費の節減が図られるなど有利と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、随意契約するものです。

予定価格は消費税抜きで6,015万円で、8月5日に見積りを徴しました。見積り金額は消費税抜きで5,489万円となりましたので、株式会社八重樫工務店と8月6日に契約金額を消費税込みの6,037万9,000円で仮契約を締結しております。

工期は、議決日の翌日から令和3年2月26日までとなります。

以上、契約に係る内容についての説明となります。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 続きまして、工事内容について補足説明をいたします。

資料の2ページをご覧ください。

西住小学校のプールは昭和59年度に建設され、建築から30年以上が経過しております。プールの缶体及びプールサイドの劣化が著しく、また、基礎部分であるプールピット内鉄骨部は老朽化による腐食が目立ち、耐震補強が必要な状況にあります。本工事は耐震補強工事となり、工事期間は令和3年2月26日までの事業となります。

2ページにありますのは、西住小学校プールの配置図と施設概要及び工事概要となります。本工事の対象範囲を斜線部分で示したものでございます。

それでは、建築工事について主な内容を説明いたします。資料の3ページの平面図をご覧ください。

主に3点の耐震補強工事を予定しております。

1点目は、大プール、小プールの缶体についてです。現在のプール缶体を撤去するのではなく、現在のプールの缶体にかぶせるカバー工法を行います。素材は、軽量でさびにくく、耐久性や耐震性にも優れ、プールに最適なFRP製缶体を新設いたします。カバー工法を行うことによってプールの水深は変わりませんが、現在のプールの広さが数センチほど小さくなります。また、現在のプールサイドより35センチ程度高くなりますので、2段の階段が設置されること

になります。

2点目といたしまして、斜線が引いてあるプールサイドにつきましては、既存の防滑シートを撤去し、下地補修を行った後、太陽熱や雨水、砂など、屋外での使用に優れた耐久性を持つビニール床シートに張り替えます。

資料3ページの下の断面図をご覧ください。3点目としまして、プールの基礎部分であるプールピット内の鉄骨部につきましては、鉄骨部分をさび止めをし、防錆塗装を行います。また、腐食が著しい箇所につきましては、溶接工など補強を行った上で防錆塗装を行います。また、ブレースにつきましては撤去、新設を行います。

以上で工事内容の補足説明といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋たい子君） 続いて、議案第29号について、初めに、財政課長。

○財政課長（森 浩君） 議案第29号令和元年度東船岡小学校プール耐震補強工事（建築工事）（繰越明許）請負契約に関する説明をいたします。

議案書19ページをお願いいたします。東船岡小学校プール耐震補強工事（建築工事）（繰越明許）につきましては、随意契約により、株式会社四保工務店との間で契約金額6,567万円で請負契約を締結するものです。

議案第29号関係資料の1ページをご覧ください。随意契約理由書になります。

東船岡小学校においては、令和元年度東船岡小学校大規模改造工事（建築工事）が令和元年9月5日に議決をいただき、株式会社四保工務店が施工しており、随意契約理由のとおり、現に施工中の受注者に履行させることにより一体的に行うことで効率的に安全で確実な施工を行えるとともに、工期の短縮、経費の節減が図られるなど有利と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、随意契約するものです。

予定価格は消費税抜きで6,569万円で、8月5日に見積りを徴収いたしました。見積り金額は消費税抜きで5,970万円となりましたので、株式会社四保工務店と8月6日に契約金額を消費税込みの6,567万円で仮契約を締結しております。

工期は、議決日の翌日から令和3年2月26日までとなります。

契約に係る内容についての説明となります。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 続きまして、工事内容について補足説明をいたします。

資料の2ページをご覧ください。

東船岡小学校のプールは昭和63年度に建設され、建築から30年以上が経過しております。プ

ールの缶体及びプールサイドの劣化が著しく、また、基礎部分であるプールピット内鉄骨部は老朽化による腐食が目立ち、耐震補強が必要な状況にあります。本工事は耐震補強工事となり、工事期間は令和3年2月26日までの事業となります。

2ページは、東船岡小学校プールの配置図と施設概要及び工事概要となります。本工事の対象範囲を斜線部分で示したものでございます。

それでは、資料の3ページの平面図をご覧ください。

建築工事につきましては、主に3点の耐震補強工事を予定しております。

1点目は、大プール、小プール缶体についてです。現在のプール缶体を撤去するのではなく、現在のプールの缶体にかぶせるカバー工法を行います。素材は、軽量でさびにくく、耐震性にも優れ、プールに最適なFRP製缶体を新設いたします。カバー工法を行うことによってプールの水深は変わりませんが、現在のプールの広さが数センチほど小さくなります。また、現在のプールサイドより35センチ程度高くなりますので、2段の階段が設置されることとなります。

2点目につきましては、斜線が引いてあるプールサイドとなります。建築当時からモルタル仕上げとなっておりましたので、下地を調整した後に、太陽熱や紫外線、雨水や砂など、屋外での使用に優れた耐久性を持つビニール床シートに張り替えます。

続きまして、資料3ページ下の断面図をご覧ください。3点目といたしまして、プールの基礎部分であるプールピット内鉄骨部につきましては、鉄骨部分をさび止めし、防錆塗装を行います。また、腐食が著しい箇所につきましては、溶接工など耐震補強を行った上で防錆塗装を行います。そのほか、プールサイドのコンクリートブロック面やフェンスを高圧洗浄した後、塗装を行うものでございます。

以上で工事内容の補足説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 続いて、議案第30号について、初めに、財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、議案第30号令和元年度船迫中学校体育館大規模改造工事（建築工事）（繰越明許）請負契約に関する説明をいたします。

議案書21ページをお願いいたします。船迫中学校体育館大規模改造工事（建築工事）（繰越明許）につきましては、随意契約により、株式会社松浦組との間で契約金額5,610万円で請負契約を締結するものです。

議案第30号関係資料の1ページをご覧ください。随意契約理由書になります。

船迫中学校においては、令和元年度船迫中学校大規模改造工事（建築工事）が令和2年3月5日に議決をいただき、株式会社松浦組が施工しており、随意契約理由のとおり、現に施工中

の受注者に履行させることにより一体的に行うことで効率的に安全で確実な施工を行えるとともに、工期の短縮、経費の節減が図られるなど有利と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、随意契約するものです。

予定価格は消費税抜きで5,479万円と、8月5日に見積りを徴しました。見積り金額は消費税抜きで5,100万円となりましたので、株式会社松浦組と8月6日に契約金額を消費税込みの5,610万円と仮契約を締結しております。

工期は、議決日の翌日から令和3年2月26日までとなります。

以上、契約に係る内容についての説明となります。

○議長（高橋たい子君） 続いて、教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 続きまして、工事内容について補足説明をいたします。

申し訳ありません、最初に金額の訂正をお願いいたします。資料2ページをご覧ください。右側、工事概要の表の中にあります1. 建築工事、その下にあります請負額、仮契約金額として6,026万9,000円とありますが、こちらの金額を5,610万円に訂正願います。正しくは5,610万円でございます。大変申し訳ありません。よろしくをお願いいたします。

それでは、工事内容につきましてご説明いたします。資料の2ページをそのままご覧ください。

船迫中学校の体育館は昭和62年度に建設され、建築から30年以上が経過しております。船迫中学校体育館の配置図と施設概要及び工事概要となっております。本工事の対象範囲を斜線部分で示しております。体育館の大規模改造工事は、工事期間が令和3年2月26日までとなっております。

建築工事につきまして主な内容を説明いたします。資料の3ページの平面図をご覧ください。

初めに、体育館の内部について説明いたします。玄関の床はシートの張り替え、アリーナ及びステージの床につきましては、基礎部分のつかの調整を行い、床全面の研磨及びフローリングの補修後に塗装を行い、ラインの引き直しを行います。そのほか、階段、プレイルームの床につきましては、現在のシートを撤去し、シートの新設を行います。内壁につきましては、玄関、アリーナ及び階段など、下地処理を行い、塗装いたします。

そのほか、現在アリーナの南側には出入口の扉が2か所あり、この扉は撤去、新設を行いますが、北側には現在出入口がないため、風通しをよくすることや避難経路を確保するために2か所の出入口の扉を新たに新設し、外側には階段を新設いたします。また、渡り廊下から体育館につながる出入口の扉などについても、本工事の中で撤去、新設を行います。

続きまして、外部についてご説明いたします。資料4ページの立面図をご覧ください。

屋根につきましては、下地調整後に塗装を行い、雪止めアングルにつきましては撤去、新設を行います。外壁につきましては、水洗い洗浄後にひび割れの補修をし、塗り替えを行います。また、軒どい、豎どい及びシーリングは撤去、新設を行います。そのほか、校舎と体育館をつなぐ渡り廊下の屋根につきましては、下地調整後に塗装を行い、軒どい、豎どいにつきましては撤去、新設を行います。

以上で工事内容の補足説明といたします。どうぞよろしくご願ひいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件4件に対する質疑は後日の本会議で行います。

ただいまから休憩いたします。

10時55分再開といたします。

午前10時42分 休 憩

---

午前10時55分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

---

日程第14 議案第31号 令和2年度柴田町一般会計補正予算

日程第15 議案第32号 令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程第16 議案第33号 令和2年度柴田町介護保険特別会計補正予算

日程第17 議案第34号 令和2年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

日程第18 議案第35号 令和2年度柴田町水道事業会計補正予算

日程第19 議案第36号 令和2年度柴田町下水道事業会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 休憩前に引き続き、日程第14、議案第31号令和2年度柴田町一般会計補正予算、日程第15、議案第32号令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算、日程第16、議案第33号令和2年度柴田町介護保険特別会計補正予算、日程第17、議案第34号令和2年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第18、議案第35号令和2年度柴田町水道事業会計補正予算、日程第19、議案第36号令和2年度柴田町下水道事業会計補正予算、以上6件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第31号令和2年度柴田町一般会計補

正予算、議案第32号令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算、議案第33号令和2年度柴田町介護保険特別会計補正予算、議案第34号令和2年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第35号令和2年度柴田町水道事業会計補正予算、議案第36号令和2年度柴田町下水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

議案第31号につきましては、令和元年度歳入歳出決算による歳計剰余金をはじめ、ふるさと柴田応援寄附金の申込み件数増加に伴うふるさと柴田応援推進事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に要する経費などについて補正するものです。

補正の主なものは、歳入として、町税、地方交付税、国県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、町債などの補正を行い、歳出としては、訪日外国人旅行者受入環境整備工事、古河水門開閉装置改修工事、船岡城址公園園路整備工事、公共土木施設災害復旧工事及び阿武隈急行線災害復旧事業並びに特定目的基金への積立てなどに要する経費を措置するもの。また、4月の人事異動に伴う人件費の補正を行うほか、債務負担行為の追加並びに地方債の追加及び変更を行うもの。歳入歳出それぞれ9億9,441万6,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ198億6,838万4,000円とするもの。

議案第32号につきましては、令和元年度国民健康保険事業特別会計決算による歳計剰余金の繰越しによるもの。補正の主なものは、歳入として、繰越金の増額であります。歳出としては、歳計剰余金の財政調整基金への積立金の補正であります。歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、補正後の予算総額を38億7,552万4,000円とする。

議案第33号につきましては、令和元年度介護保険事業特別会計決算による歳計剰余金の繰越し及び国県支出金の償還金等。歳入につきましては、令和元年度決算による繰越金の増額及び支払基金交付金の増額が主な内容となっています。歳出につきましては、決算剰余金の介護給付費準備基金への積立て、介護給付費の確定による国県への返還金、町一般会計への繰出金及び保険給付費の増額補正であります。歳入歳出それぞれ1億4,535万8,000円を増額し、補正後の予算総額を31億5,596万円とするものです。

議案第34号につきましては、令和元年度後期高齢者医療特別会計決算による歳計剰余金の繰越しによるもの。補正の主なものは、歳入として、繰越金の増額であります。歳出としては、宮城県後期高齢者医療広域連合への納付金の増額及び一般会計繰出金の増額であります。歳入歳出それぞれ200万4,000円を増額し、補正後の予算総額を4億1,158万3,000円とする。

議案第35号につきましては、4月1日の人事異動に伴う人件費、下名生農地ほ場整備事業に伴う水道本管及び給水管移設工事に係る負担金及び工事請負費を補正するもの。収益的収入は

759万円増額し、補正後の予算総額は13億1,884万8,000円となります。収益的支出は1,214万9,000円増額し、補正後の予算総額は11億357万6,000円となります。資本的収入は725万1,000円増額し、補正後の予算総額は7,725万3,000円となります。資本的支出は2,364万5,000円増額し、補正後の予算総額は4億3,696万8,000円となります。

議案第36号につきましては、4月1日の人事異動に伴う人件費を補正するものであります。収益的収入は480万円増額し、補正後の予算総額は11億7,811万5,000円となります。収益的支出は241万5,000円減額し、補正後の予算総額は11億4,815万6,000円となります。資本的収入支出につきましては、収入の補正はなく、支出のみの補正となります。資本的支出は19万5,000円増額し、補正後の予算総額は9億9,568万4,000円となります。

以上、各種会計の補正予算の概要を申し述べましたが、詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、議案第31号について、財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

議案書23ページになります。

議案第31号令和2年度柴田町一般会計補正予算です。

補正予算総額ですが、9億9,441万6,000円を追加し、補正後の総額を198億6,838万4,000円とするものです。

補正の主なものにつきましては、令和元年度決算による歳計剰余金の繰越し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として国に交付申請をした第2次提出分に係る所要額、及びふるさと柴田応援寄附金増額に伴い、ふるさと柴田応援推進事業に要する経費などの補正となります。

28ページになります。第2表債務負担行為の補正です。

追加1件となります。議会事務局の会議録作成業務委託料については、令和3年度当初から執行予定の会議録作成業務委託について、今年度中に契約行為などの事前手続を行うため、記載のとおり期間、限度額を設定するものです。

次に、29ページになります。第3表地方債補正です。追加1件、変更2件となります。

追加の1件、緊急浚渫推進事業は、昨年の台風19号災害等による地方公共団体の単独事業として緊急的に河川等のしゅんせつを実施できるよう、新たに創設されました。今回、五間堀川ほか4河川の浚渫事業として3,000万円を計上いたします。

変更2件につきましては、臨時財政対策債の起債限度額を国から発行可能額が示されたこと



から、4億2,700万円に200万円を増額し、災害復旧費は阿武隈急行の地域鉄道災害復旧事業を計上することから2,400万円を増額し、それぞれ起債限度額を変更するものです。

次に、歳入歳出について、主なものについて説明をさせていただきます。

32ページになります。

歳入になります。

1款2項1目固定資産税2,820万6,000円の増です。現年度課税分の収入見込額による増額補正となります。

次に、11款1項1目地方特例交付金729万1,000円の増は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う減収と自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収を補填するための特例交付金の交付額決定による増額補正となります。

12款1項1目地方交付税1億1,447万9,000円の増は、普通交付税の額の確定によるものとなりますが、基準財政需要額において算定項目中の社会福祉費、包括算定経費などの単位費用に幼児教育・保育無償化のための経費や会計年度任用職員制度の施行に伴う経費を措置されたことから増額補正となったものです。

16款2項1目総務費国庫補助金7節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として第2次配分予定額の残額1億3,241万2,000円を増額補正するものです。

次に、4目商工費国庫補助金2節訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金1,328万2,000円の増は、国から事業採択がありました案内板、誘導板等の多言語化サイン整備と観光地公衆トイレの洋式化など環境整備工事の事業実施に伴い、対象事業費の3分の1が補助されるものです。

17款2項2目民生費県補助金4節児童福祉費補助金のうち、子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金4,910万5,000円は、町内で新たに1か所の小規模保育施設を建設する事業者への町の補助に対し、県から3分の2補助として交付されるものです。

次に、7目商工費県補助金2節新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金3,800万円は、市町村が地域の実情等に応じて実施する事業者への支援に要する経費への助成となります。

次のページになります。

19款1項2目ふるさと応援寄附金2億円の増は、寄附額の増加傾向から今後見込まれるふるさと柴田応援寄附金を補正計上するもので、合計で8億円を見込んでおります。

20款1項1目他会計繰入金1,009万2,000円の増は、後期高齢者医療特別会計と介護保険特別

会計における令和元年度決算に伴う繰入金をそれぞれ計上するものです。

2目基金繰入金2億7,156万4,000円の増ですが、まず財政調整基金を8,418万円繰戻しするものです。なお、歳出で説明いたしますが、令和元年度決算に伴います歳計剰余金の2分の1相当額3,590万9,000円の積立てを行いますので、これにより財政調整基金の残高は約8億8,600万円となります。ふるさと柴田応援基金3億4,346万2,000円の増につきましては、令和元年度末における基金残高が6億9,346万2,320円となり、当初予算で繰入れをした3億5,000万円に追加して残額を繰入れするものです。なお、歳出の充当事業については、9月会議資料、令和元年度ふるさと柴田応援寄附金、令和2年度一般会計予算充当表をご覧ください。

21款1項1目繰越金1節前年度繰越金につきましては、令和元年度決算により生じました歳計剰余金7,181万7,000円から当初予算計上額3,000万円を差し引きました4,181万7,000円を計上するものです。

次に、35ページになります。

23款1項3目土木債3,000万円の増、5目臨時財政対策債200万円の増、7目災害復旧事業債2,450万円の増につきましては、第3表地方債補正で説明いたしました内容での補正計上となります。

次に、36ページ、歳出になります。

主なものについて説明をさせていただきます。

今回、各科目にわたり、給料、職員手当等、共済費等の職員人件費の補正を行っております。これにつきましては、主に4月の人事異動等に伴う増減となります。

まず、37ページ、2款1項2目企画管理費3億2,079万6,000円の増は、歳入でも説明をいたしましたが、ふるさと柴田応援寄附金2億円の増額を見込み、7節報償費から13節使用料及び賃借料まで、返礼品や業務委託、決済システム利用料等の経費を補正計上し、24節積立金2億円をふるさと柴田応援基金積立金として補正計上するものです。

次のページ、38ページ、6目基金管理費24節積立金3,590万8,000円の増については、令和元年度決算に伴う歳計剰余金の2分の1相当額3,590万8,000円の積立てを行うものです。

39ページ下段の、15目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費1億9,866万3,000円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として国に交付申請をした第2次提出分に係る交付金事業15事業のうち、右の説明欄の事業内訳の家賃支援給付金上乗せ支援事業から、次のページになりますが、「歩くまち柴田－SHIBATA TALK－」情報発信事業までの13事業につきましては、1節報酬から19節扶助費まで、それぞ

れ交付金事業ごとに係る経費を補正計上するものです。なお、地域循環型経済元気アップ事業、飲食店及び直売所等利用拡大応援事業は7月に補正計上しております。

45ページになります。

3款民生費になりますが、3款1項3目障害者支援事業費18節負担金補助及び交付金1,000万円の増については、障害者就労支援事業に係る事業補助を計上するものです。

次のページの、3款2項1目児童福祉総務費18節負担金補助及び交付金5,524万4,000円の増は、歳入でもご説明いたしましたが、町内に新たに1か所の小規模保育施設を建設する事業者に対し施設整備費を補助するもので、県3分の2、町12分の1、合わせて4分の3の補助となります。

次に、4款になります。49ページ。4款1項7目予防費になります。12節委託料426万8,000円の増につきましては、新たに乳児に対するロタウイルスワクチン接種が10月から予防接種法に基づく定期予防接種となることから補正計上となります。

次に、51ページ、6款になります。6款2項1目林業総務費12節、森林経営管理制度調査準備業務委託料374万円の増は、森林環境譲与税基金から取り崩し、制度開始に向けた経営意向事前調査を行うものです。

その下、7款1項2目観光整備費14節工事請負費6,548万円の増につきましては、歳入で説明したとおり、補助対象事業として事業採択がありました船岡城址公園太陽の村や船岡駅に案内板、誘導板等の多言語化サイン整備と公衆トイレの洋式化など、環境整備工事を行うものになります。

次に、53ページになります。

8款2項2目道路維持費10節需用費2,401万1,000円の増については、町道及び側溝などの修繕料を計上しております。

次に、12節委託料1,338万4,000円の増は、町道樹木剪定委託、産業廃棄物処理委託、町道側溝清掃委託及び除雪委託料をそれぞれ増額計上するものです。

次に、その下になります。8款3項1目河川管理費6,577万2,000円の増は、緊急浚渫推進事業債を活用し、12節委託料に実施設計委託料及び阿武隈川水系五間堀川緊急浚渫委託料を補正計上するものです。

14節工事請負費3,137万2,000円の増は、古河水門の手動の開閉装置の改修工事を行うものです。

次のページになります。

8款4項3目公園緑地費12節委託料1,992万7,000円の増については、てんぐ巢病駆除と剪定や再生を行うさくら育成管理委託料及び公園草刈委託料、公園樹木等管理委託料をそれぞれ増額補正し、遊具点検委託料、都市公園台帳整備委託料を補正計上するものです。

14節工事請負費の3,996万円の増につきましては、公園遊具更新工事、船岡城址公園園路整備工事を行うものです。

その下の9款1項3目災害対策費についてです。水害対策や新型コロナウイルス感染症対策など防災業務が大きな比重を占めている現状から、新たに目として設定をさせていただきました。

次に、次の55ページ、10款1項2目教育管理費2,891万1,000円の増ですが、12節委託料の緑化整備委託料50万円の増額、小中学校トイレ清掃業務委託料248万2,000円の増は、トイレの洋式化、床の乾式化、ドライ方式に伴い、専門業者による清掃を行うものです。

14節工事請負費426万6,000円は、老朽化している槻木小学校家庭科室の改修工事をするため補正計上するものです。

次に、10款教育費5項社会教育費の58ページになります。10款5項2目公民館費470万3,000円の増につきましては、10節需用費、修繕料263万8,000円については、槻木生涯学習センター地下タンクのライニング修繕をはじめとして各学習センター、公民館等の修繕料の増額補正となります。

17節備品購入費147万8,000円については、船迫公民館再開のため新たに整備する備品となります。

次のページ、4目図書館費になります。24節積立金については、図書館建設基金1,065万9,000円の積立てを行います。財源につきましては、歳入でご説明いたしましたとおり、令和元年度決算で確定しましたふるさと柴田応援基金繰入金を充てております。これにより、図書館建設基金の残高については約2億2,264万円となります。

次のページをお願いいたします。

10款6項保健体育費1目保健体育総務費になります。1,674万7,000円の増につきましては、(仮称)総合体育館建設予定地造成事業として942万8,000円の増になります。長雨による自衛隊部外工事の工期延長に伴い、仮設ハウスほか賃借料、仮設防護壁設置工事の補正計上を行うものです。また、新たに盛土の現場密度試験等が必要なことから、造成工事監督支援業務委託料の増額、県道の路面清掃委託の補正を行うものです。

24節積立金296万9,000円の増につきましても、財源をふるさと柴田応援基金繰入金としまし

て、スポーツ振興基金に積立てを行います。今年度、部外工事に7,528万6,000円を取り崩しておりますので、今回の積立てにより基金の残高は約4億7,939万円となります。

次のページ、61ページになります。

3目給食センター費24節積立金1,562万5,000円の増につきましても、同じくふるさと柴田応援基金繰入金を財源としまして学校給食センター建設等整備基金に積立てを行います。これによる基金の残高については約2億4,321万円となります。

下の11款災害復旧費になります。11款2項1目土木施設災害復旧費1,375万円の増は、7月28日の大雨被害による町道河川等施設の測量設計委託料、災害復旧工事に要する費用を補正計上するものです。

2目鉄道施設災害復旧費3,007万円の増は、台風19号に伴う阿武隈急行の災害復旧工事に対する事業補助を補正計上するものです。

次のページ以降、給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書については、今回の補正において増額補正がありましたので、補正前、補正後の比較となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第32号について、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書69ページをお開きください。

議案第32号令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

補正予算の総額ですが、1,000万円を追加し、補正後の総額を38億7,552万4,000円とするものです。

今回の補正につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、令和元年度の決算に伴う補正となります。

主なものについて説明をさせていただきます。72ページになります。

歳入です。

初めに、7款1項1目繰越金1,000万円の増額ですが、令和元年度の決算に伴い、歳計剰余金を繰り越すものです。

続いて、歳出になります。

5款2項1目保健推進事業費、第2期データヘルス計画中間評価業務委託料77万円の増額ですが、これにつきましては平成30年度から令和5年度までの6年間の計画期間とする第2期柴田町データヘルス計画について、医療データの経年分析や保健事業の実績評価等の中間評価を

実施するため、増額補正するものです。

次に、6款1項1目財政調整基金積立金913万7,000円の増額です。柴田町国民健康保険事業財政調整基金条例により、令和元年度決算に伴う歳計剰余金1,300万646円の2分の1以上に相当する額を基金に積み立てるものです。

なお、財政調整基金の残高は、令和2年度当初予算で5,490万1,000円を基金から繰入れしているため、9月補正後の基金残高は4億5,286万9,674円となりました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第33号について、福祉課長。

○福祉課長（八矢英二君） それでは、議案第33号令和2年度柴田町介護保険特別会計補正予算について詳細説明をいたします。

議案書の73ページをご覧ください。

今回の補正予算については、先ほど町長が申し上げたとおり、令和元年度介護保険特別会計決算に伴う歳計剰余金の繰越しにより、国庫支出金、支払基金、県支出金のおおのの償還金、また基金の積立金などが主な補正となります。

第1条です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,535万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,596万円とするものです。

歳入について説明いたします。

77ページをご覧ください。主な項目のみ説明いたします。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金319万5,000円の増額は、令和元年度決算に伴う介護給付費の追加交付金となります。

7款繰入金1項一般会計繰入金4目低所得者保険料軽減繰入金47万5,000円は、令和元年度決算に伴う一般会計からの繰入金であります。

8款繰越金の1億4,168万8,000円の増額は、令和元年度の介護保険特別会計の決算に伴う繰越金となります。

続きまして、歳出の補正について説明いたします。

78ページをご覧ください。

1款2項1目賦課徴収費21節償還金利子及び割引料136万3,000円の減額は、令和元年度の還付未済額確定による減額補正となります。

2款1項1目居宅介護サービス給付費につきましては、一般会計からの繰入金受入れに伴う財源の変更となります。

3目施設介護サービス給付費18節負担金補助及び交付金4,000万円の増額から、次ページ、79ページの2款6項2目特定入所者介護予防サービス費18万3,000万円までのおのおの増額は、各項目の給付費の増加見込みによる補正となります。

5款1項1目基金積立金4,473万1,000円の増額は、令和元年度の介護保険事業の精算に伴う決算剰余金を介護保険給付費準備基金に積立てするものであります。今回の積立金により、介護給付費準備基金残高は2億1,545万6,550円となる見込みです。

80ページをご覧ください。

7款1項1目償還金の22節償還金利子及び割引料の4,830万4,000円の増額は、令和元年度介護保険事業の決算に伴う国庫支払基金、県への返還金です。

同じく2項1目他会計繰出金920万3,000円の増額は、令和元年度介護保険事業の決算に伴い一般会計から多く繰り出されていた分を一般会計に戻入れをするものです。

以上で詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第34号について、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書81ページをお開きください。

議案第34号令和2年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

補正予算の増額ですが、200万4,000円を追加し、補正後の総額を4億1,158万3,000円とするものです。

今回の補正につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、令和元年度の決算に伴う補正となります。

84ページをお開きください。

歳入です。

4款1項1目繰越金200万4,000円の増額ですが、令和元年度の決算に伴い、歳計剰余金を繰り越すものです。

次に、歳出になります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金111万6,000円の増額ですが、これにつきましては歳入の繰越金が増額になったことにより、広域連合への納付金を増額するものです。

次に、3款2項1目一般会計繰出金88万8,000円の増額ですが、令和元年度の事務費繰入金分について精算により一般会計に戻入れをするものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第35号及び議案第36号について、上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） それでは、議案第35号令和2年度柴田町水道事業会計補正予算の詳細説明を申し上げます。

議案書85ページをお開きください。

初めに、第2条です。予算第2条の業務の予定量については、主要な建設改良事業、既決予定額に2,364万5,000円増額しまして、2億6,326万6,000円に補正を行うものです。

第3条では、予算第3条の収益的収入及び支出についての補正です。

収入です。

第1款水道事業収益、既決予定額に759万円を増額し、補正後の額を13億1,884万8,000円とするものです。

支出です。

第1款水道事業費を既決予定額に1,214万9,000円を増額し、補正後の額を11億357万6,000円とするものです。

第4条では、予算第4条の資本的収入及び支出についての補正です。

収入です。

第1款資本的収入の既決予定額に725万1,000円増額し、補正後の額を7,725万3,000円とするものです。

議案書86ページをお開きください。

支出です。

第1款資本的支出の既決予定額に2,364万5,000円を増額し、補正後の額を4億3,696万8,000円とするものです。

収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の詳細につきましては、後ほどご説明させていただきます。

第5条は、予算第7条の職員給与の既決予定額に635万5,000円増額し、4,271万円に改めるものです。

次に、議案書95ページをお開きください。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

収入です。

1款1項3目受託工事収益1節給水工事収益759万円の増額は、宮城県大河原振興事務所発注の下名生地区農地ほ場整備事業に伴う給水管の移設工事となります。



支出は、1款1項1目原水及び浄水費、及び次ページ、96ページ、4目総係費における給料、手当、法定福利費の人件費については、人事異動等に伴う増額及び減額補正を行うものでございます。

95ページに戻っていただきまして、1目原水及び浄水費の17節修繕費261万4,000円の増額につきましては、葉坂にあります馬場第一ポンプ場内のヒーター機の交換及び船迫配水場の機械室にあります配電盤の表示等の修繕を行うものでございます。

3目受託工事費の23節工事請負費759万円の増額につきましては、収入の受託工事収益にて説明させていただきました内容と同じく、下名生農地ほ場整備事業に伴う給水管の移設工事をお願いするものでございます。

次に、議案書97ページをお開きください。

資本的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

収入です。

1款2項1目1節工事負担金ですが、下名生地区の農地ほ場整備事業において、町の水道本管2か所が支障となるため、移設工事に係る工事負担金725万1,000円の増額補正を行うものです。

支出です。

1款1項2目水道工事費についてですが、給料、手当及び法定福利費の人件費については、人事異動に伴う増額補正をお願いするものです。

8節委託料の配水管布設工事実施設計委託料（その2）ですが、船岡西二丁目地区、西船迫三丁目地区及び中名生六角地区前の布設替え及び新設の実施設計を行いたく、715万円の増額補正をお願いするものです。

9節工事請負費ですが、収入においてご説明させていただきました下名生農地ほ場整備事業に伴う水道本管移設工事1,208万5,000円を増額補正するものです。

議案第35号令和2年度柴田町水道事業会計補正予算の詳細説明は以上でございます。

引き続き、議案第36号令和2年度柴田町下水道事業会計補正予算の詳細説明を申し上げます。

議案書99ページをお開きください。

初めに、第2条です。予算第2条の業務の予定量については、主要な建設改良事業、既決予定額に19万5,000円増額しまして、4億624万8,000円に補正を行うものです。

第3条です。予算第3条の収益的収入及び支出についての補正です。

収入です。

第1款下水道事業収益、既決予定額に480万円を増額し、補正後の額を11億7,811万5,000円とするものです。

支出です。

第1款下水道事業費を241万5,000円を減額し、補正後の額を11億4,815万6,000円とするものです。

第4条では、予算第4条の資本的収入及び支出についての補正です。

収入の補正はございません。

支出では、第1款資本的支出の既決予定額に19万5,000円を増額し、補正後の額を9億9,568万4,000円とするものです。

収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の詳細につきましては、後ほどご説明させていただきます。

議案書100ページをお開きください。

第5条では、予算第6条の企業債に定めております起債の限度額の補正であります。公共下水道事業費の限度額を補正前2億2,410万円に480万円増額し、補正後の限度額を2億2,890万円とするものです。今年4月から下水道事業は公営企業会計に移行しておりますが、当初で予算化いただきました法適化移行業務委託債務負担行為に対し、起債対象と認められることになったことから予算計上するものです。

第6条です。予算第9条の職員給与費の既決予定額から206万円減額し、4,049万4,000円に改めるものです。

次に、議案書108ページをお開きください。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

収入です。

1款2項5目企業債の1節公共下水道事業債の480万円の計上は、先ほどの第5条の限度額の変更で説明申し上げたとおり、公営企業会計適用債の利用対象となったことから補正をお願いするものです。

支出です。

1款1項2目総係費であります。人件費については人事異動等に伴う増額及び減額補正をお願いするものです。14節賃借料、ファームバンキング利用料4万円の増額は、金融機関への口座支払い、口座振替の電子データを伝送する費用であり、当初予算で金融機関1行のみ計上しておりましたが、2行必要となったことから追加の補正をお願いするものです。

議案書109ページをご覧ください。

資本的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

収入については補正はございません。

支出ですが、1款1項1目建設改良費の人件費におきまして、人事異動により増額及び減額補正をお願いするものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件6件に対する質疑は後日の本会議で行います。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

午前11時45分 散会

---

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年9月1日

議長 高橋 たい子

署名議員 3番 安藤 義憲

署名議員 4番 平間 幸弘

